

施策の柱Ⅲ 社会全体で子育てを支える

子育て当事者が、経済的な不安や孤立感を抱いたり、仕事との両立に悩んだりすることなく、また、過度な使命感や負担を抱くことなく、健康で、自己肯定感とゆとりを持って、こどもに向き合えるようにします。



Ⅲ-① 社会全体で子どもを育てる環境づくり

【現状と課題】

子育て家庭の多くが「孤立した育児」の中で不安や悩みを抱えており、支援の強化が求められています。

1 多様な子育て支援サービスの充実

子育て中の保護者の育児相談や、親子で交流を図るための施設、幼稚園の預かり保育など、共働き家庭、在宅育児家庭、ひとり親家庭など、それぞれのニーズに対応した多様な子育て支援サービスの充実を図る必要があります。

また、地域福祉の推進には、社会福祉制度などの公的サービスだけでなく、住民、ボランティア、NPO等の自主的、主体的な地域活動のほか、社会福祉法人、社会福祉協議会、企業などの民間組織の力を活用した活動を一層促進していく必要があります。

2 企業等の参画による子育て支援

子育て家庭を孤立させることなく、安心して子育てができる環境の整備、地域福祉の推進には、社会福祉制度などの公的サービスだけでなく、住民、ボランティア、NPO等の自主的、主体的な地域活動のほか、社会福祉法人、社会福祉協議会、企業などの民間組織の力を活用した活動を一層促進していく必要があります。

3 全ての教育の出発点である家庭教育への支援

身近な人から子育てを学ぶ機会の減少や、地域とのつながりの変化など、子育てや家庭教育を支える環境が変化し、子育て中の保護者が孤立し、課題を抱え込んでしまう傾向が強くなっています。

全ての保護者が家庭教育を安心して行えるよう、家庭教育の自主性を尊重しつつ、保護者の学びの機会や発達段階に応じた子育てなどについての情報提供とともに、家庭教育が困難な状況にある家庭に対しての相談対応の充実を図るなど、地域社会が一体となって支援していく必要があります。

家庭教育の支援を行う上では、学校、家庭、地域がそれぞれ相互に協力・協働して、子どもの発達にとって必要な取組を工夫し、実践していくことが求められます。

【施策の方向と具体策】

1 多様な子育て支援サービスを充実させます。

- ① 乳幼児及びその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行う地域子育て支援拠点事業を推進します。
- ② こども又はその保護者の身近な場所で、教育・保育・保健その他の子育て支援の情報提供及び相談・助言等を行うとともに、関係機関との連絡調整等を実施する利用者支援事業を推進します。
- ③ 延長保育や病児保育など多様な保育ニーズへ対応した取組を支援します。
- ④ 子育て支援を目的として、教育相談事業や園庭開放など幼稚園の施設や教育機能を広く地域に開放することを積極的に推進する学校法人立幼稚園等に対して助成します。
- ⑤ 若者が積極的に地域づくりに参画し、その柔軟な発想や若者が主体となった取組により地域に新たな魅力を付加することが、地域の持続や発展に寄与することから、体験学習の充実など、若者の地域への関心を喚起する取組や活動の場となる居場所づくりなどの支援を行います。
- ⑥ 地域連携アクティブスクールでは、中学校で十分力を発揮できなかったものの、高校で頑張る意欲を持つ生徒に、企業や大学など地域の教育力を活用しながら、「学び直し」や「実践的なキャリア教育」を行い、自立した社会人を育てるとともに、きめ細かい教育相談体制により生徒の成長を支える指導の充実を図ります。
- ⑦ 地域連携アクティブスクールにおいて、学校と地域が協働することで、「学び直し」や「実践的なキャリア教育」など、生徒の成長を支える指導の充実を図ります。
- ⑧ 支援を必要とする児童生徒や家庭に対して、多様な相談機会を確保することで、相談しやすい体制の整備を図ります。

2 企業等の参画による子育て支援を行います。

- ① 子育て家庭の経済的負担の軽減と、社会全体で子育て家庭を応援する気運の醸成を図るため、子育て優待カード「チーパス」の提示により、子育て家庭が協賛店舗から各種サービスを受けることのできる「子育て応援！チーパス事業」を実施します。リーフレット等の配布により事業の周知と協賛店の確保に取り組むとともに、県公式LINEアカウントを活用した「チーパス・スマイル」の運用など、利用者の利便性の向上に取り組みます。
- ② 県が行う子育て支援施策への協賛を目的として、事業者が専用デザインの「チーバくん」を活用して行う取組に対し承認等を行い、県全体で子育て家庭を応援する機運の醸成と、県の子育て施策の推進を図ります。

3 全ての教育の出発点である家庭教育を支援します。

- ① 子育て中の全ての家庭が孤立することなく、地域全体で関わり合い、支え合い、安心して子育てができるよう、地域で体制づくりを推進します。
- ② 地域性・地域環境を十分考慮しながら、保護者による家庭での教育を支援するため、ウェブサイトや啓発リーフレットなど、子育てに役立つ情報提供の充実を図ります。また、子育てや家庭教育に関する講座など、生涯学習センター等における保護者の

学習機会の充実を図るとともに、関係機関等と連携しながら、子育て中の保護者を孤立させないサポート体制づくりを進めます。

- ③ 学校の入学式や保護者会、企業での社員研修等、様々な機会を捉え、保護者の学びの大切さについて広く情報を発信するとともに、学校や地域に家庭教育の重要性を啓発する取組の充実を図ります。
- ④ 地域の高齢者、成人、学生、保護者、PTA、NPO、民間企業、団体・機関等の幅広い地域住民等の参画を得て、地域全体で子どもの学びや成長を支えるとともに、「学校を核とした地域づくり」を目指して、地域と学校が相互にパートナーとして連携・協働して行う地域学校協働活動を支援します。
- ⑤ より多くの幅広い地域住民等が地域学校協働活動に参画できるように、その基盤としての地域学校協働本部の設置を市町村と連携し促進します。

【具体的な事業】

| 事業名 | 事業の内容〈担当課〉 |
|---------------------|---|
| 地域・子ども・子育て支援事業 | 市町村が実施する「地域子ども・子育て支援事業」の促進を図る。 <ul style="list-style-type: none"> ・利用者支援事業 ・延長保育事業 ・地域子育て支援拠点事業 ・一時預かり事業 ・病児保育事業 ・ファミリー・サポート・センター事業 等 〈児童家庭課・子育て支援課〉 |
| 病児保育施設整備事業 | 市町村、社会福祉法人等が行う病児保育施設の施設整備に補助する。 〈子育て支援課〉 |
| 子育て支援活動推進事業（再掲） | 子育て支援を目的として、教育相談事業や園庭開放など幼稚園の施設や教育機能を広く地域に開放することを積極的に推進する学校法人立幼稚園等に対して助成する。 〈学事課〉 |
| 預かり保育推進事業（再掲） | 年間を通じて継続的に預かり保育を実施する学校法人立幼稚園等に対して補助する。 〈学事課〉 |
| ボランティアの振興による地域福祉の推進 | 大学生等のボランティア活動の普及・促進に向けて、県社会福祉協議会と連携して、大学等と協力し、取組を進める。 〈健康福祉指導課〉 |
| 地域連携アクティブスクールの充実 | 県主催の設置校の連絡会議を年2回、設置校主催の研修会を2回実施し、運営方法や取組、成果等を関係校が共有し、課題解決や充実に資する。 〈教育政策課〉 |

| 事業名 | 事業の内容〈担当課〉 |
|----------------------------|--|
| スクールカウンセラー等配置事業 (再掲) | 各学校と教育事務所にスクールカウンセラー等を配置し、子どもの心のケアと学校における教育相談体制の充実を図る。 〈教育庁児童生徒安全課〉 |
| 教育相談事業(再掲) | 「24時間子供SOSダイヤル」をはじめ、電話、メール、小(4～6年)・中・高生対象のSNS相談等により、多様な相談機会を確保し、いじめや不登校、非行など様々な相談に対応する。〈教育庁児童生徒安全課〉 |
| 子育て応援!チーパス事業 | 子育て世帯に対し、協賛店で提示すると、割引等様々なサービスを受けられる子育て優待カード「チーパス」の周知を行い、社会全体で子育て家庭を応援する気運の醸成を図る。〈子育て支援課〉 |
| 「チーバくん」を活用した子育て応援事業 | 専用デザインの「チーバくん」を活用した商品の売上等の一部を事業者から協賛金として受け入れ、県の子育て応援事業に活用する。〈子育て支援課〉 |
| 家庭教育リーフレット活用事業 | 発達段階に応じた基本的な生活習慣や家庭学習等について、家庭教育のポイントをまとめたリーフレットを作成し、家庭の教育力向上を図る。〈教育庁生涯学習課〉 |
| ウェブサイト「親力アップ!いきいき子育て広場」の運営 | 家庭教育支援や子育て支援に取り組む課と連携し、子どもの発達段階に応じた生活習慣やしつけなどに関する様々な情報を掲載するウェブサイト「親力アップ!いきいき子育て広場」の充実により、個々の家庭の親力向上を目指す。〈教育庁生涯学習課〉 |
| 家庭教育支援チーム設置推進事業 | 家庭教育支援チームの本来の目的(①地域の居場所づくり②保護者への学びの場の提供③訪問型家庭教育支援)を重視し、保護者の孤立化防止、子を持つ保護者が足を運びやすい場所づくりを目指すとともに、教育と福祉の連携の重要性を踏まえ、「千葉県における家庭教育支援チーム実践モデル」を作成し、その実施を進める。〈教育庁生涯学習課〉 |
| 家庭教育支援事業 | 保護者による家庭での教育を支援するため、学校を通じた情報提供やウェブサイトによる情報発信などの充実を図る。また、子育て中の保護者を孤立させることのないよう家庭教育支援に必要な人材の育成を図るとともに、家庭教育を地域で支援できる体制づくりを進める。〈教育庁生涯学習課〉 |
| 学校から発信する家庭教育プログラム | 自主的な学習機会への参学習機会への参加が難しい家庭や子供の教育に関心の低い家庭、子育てに悩む家庭など、すべての家庭の教育力家庭教育支援プログラムを作成し、活用の促進を図る。〈教育庁生涯学習課〉 |
| 企業における家庭教育支援講座 | 県内企業と連携して、働く父親・母親に向けた家庭教育支援を行うため、社員研修の場を利用した子育て支援講座の開催の働きかけや講座への講師派遣を行う。〈教育庁生涯学習課〉 |

| 事業名 | 事業の内容〈担当課〉 |
|---------------------|--|
| 地域とともにある学校づくり推進支援事業 | <p>学校の教育活動に地域住民や社会人が参画する機会を促進するため、地域学校協働活動推進員（コーディネーター）等の学校と地域を結ぶための人材の育成・拡充を図るとともに、地域学校協働本部の設置を支援する。</p> <p style="text-align: right;">〈教育庁生涯学習課〉</p> |

Ⅲ-② 共育での推進

【現状と課題】

家庭内において育児負担が女性に集中している現状を変え、夫婦が相互に協力しながら子育てし、それを職場が応援し、地域社会全体で支援する社会をつくるため、共育を推進する必要があります。

令和元年に県が実施した「男女共同参画社会の実現に向けての県民意識調査」では、乳児・幼児の世話やこどもの学校行事などへの参加を「主に妻が行う」と回答した方が最も多く、依然として子育ての中心的な役割は母親が担っています。

母親の育児の負担感や孤立感を軽減し、ゆとりある子育て環境をつくるためにも、男女共同参画意識を醸成し、男性が自ら家事・育児を行うなど、男女が協力して子育てに関わり、ともに責任を負う社会の構築が重要です。

また、安心して子どもを産み育てられる社会をつくるためには、働きやすい職場環境づくりを推進し、仕事と生活のバランスがとれた働き方の実現を目指していくことが大切です。

国の調査によると、週の労働時間が60時間以上の雇用者の割合は令和2年から令和5年の間、ほぼ横ばい（令和5年は8.4%）であり、年次有給休暇取得率についても、令和4年は62.1%と過去最高の数値となっている一方で、政府目標である70%とは依然乖離がある状況です。

このような状況に対して、県内企業の働きやすい職場環境づくりの推進に向け、法令に基づいた適切な労務管理や長時間労働の是正、仕事と子育てなどが両立しやすい多様で柔軟な働き方の導入など、各企業に応じた支援を行っていく必要があります。

特に中小企業は大企業に比べて、人材やノウハウが不足しているなどの課題があることから、県内中小企業に対する支援の充実を図る必要があります。

男女が共に意欲と能力を生かして働きながら、子どもを安心して育てやすい社会を構築するためには、企業や働く人々の意識啓発や育児休業の取得促進など、仕事と子育ての両立を実現できる職場環境づくりを推進する必要があります。

【施策の方向と具体策】

- ① 共働き世帯の増加や地域コミュニティにおける人間関係の希薄化などに伴い、育児環境が大きく変わる中で、男女が共に子育てを担う意識を醸成するため、職場・学校・地域・家庭など社会のあらゆる場において、性別による固定的役割分担意識の解消や、多様で柔軟な働き方の推進など、幅広い男女共同参画意識の普及・啓発事業を行います。
- ② 企業経営者や人事労務担当者に対し、働きやすい職場環境づくりに向けた周知啓発を行うとともに、働き方改革等に取り組む中小企業にアドバイザーを派遣し、企業の実情に合わせた支援を行います。また、仕事と生活の両立支援や働きやすい職場環境づくりに向けた取組を積極的に行っている県内の事業所を広く紹介します。国（千葉労働局）、市町村、企業・経営者団体等と協力体制を構築して取組を促進します。
- ③ 企業経営者、人事労務担当者、一般県民向けに労働関係法の基礎知識などの周知・

啓発を行います。賃金、解雇、労働時間等の様々な労働問題に対して、労働相談業務を通じて専門家による労働法に基づいたアドバイスを行います。

- ④ 男女が共に意欲と能力を生かして働きながら、安心してこどもを産み育てやすい社会を構築するため、企業や働く人々の意識改革や、育児休業の取得促進など、仕事と子育ての両立を実現できる職場環境づくりを推進します。結婚、妊娠、出産などのライフステージの変化により大きな影響を受ける女性が活躍しやすい環境づくりのため、企業・県民の意識啓発を図ります。

【具体的な事業】

| 事業名 | 事業の内容〈担当課〉 |
|---------------------------------|---|
| 男女共同参画推進事業所表彰の実施 | 働く場における男女共同参画を促進するため、積極的な取組を行う県内事業所を表彰し、優良事例として広く紹介する。 〈多様性社会推進課〉 |
| 千葉県男女共同参画推進連携会議 (再掲) | 職場、学校、地域、家庭など社会のあらゆる分野における男女共同参画の取組を促進するため、官民が協働し、異業種交流会などにより、情報交換や研修会等を実施する。 〈多様性社会推進課〉 |
| 男女共同参画地域推進員事業 (再掲) | 県や市町村と地域のパイプ役となる「男女共同参画地域推進員」の活動を通じて、地域に根ざした広報・啓発活動等を行う。 〈多様性社会推進課〉 |
| 男女共同参画センターにおける学習研修事業 (再掲) | 男女共同参画の推進に向けて、県民意識の醸成や人材の養成を図るための各種講座のほか、大学や地域団体との連携により専門性・先進性の高い、社会経済情勢に応じた講座を開催する。 〈多様性社会推進課〉 |
| 男女共同参画センターにおける県民フェスタの開催 (再掲) | 社会経済情勢の変化に対応したテーマを設定し、講演会等を実施するほか、民間団体や、地域で活躍する女性、大学によるワークショップ等を実施し、県民が楽しみながら男女共同参画への理解を深め、民間における取組促進を図る。 〈多様性社会推進課〉 |
| 多様な働き方推進事業 | 働きやすい職場環境づくりを推進するため、働き方改革等に関するセミナーの開催やポータルサイトの運営等を通じて周知・啓発を行うとともに、中小企業にアドバイザーを派遣し、企業の実情に合わせたアドバイス等を行うなど、企業の取組を支援する。 〈雇用労働課〉 |
| 労働大学講座の開催 | 県内の労働者、使用者及び一般県民に対して、基本的な労働法知識等の普及・啓発を図るため労働大学講座を開催する。 〈雇用労働課〉 |
| 労働相談事業 | 県内の労働者及び使用者を対象として、賃金、解雇、労働時間等の労働問題に関する労働相談を行うことにより、労使関係の安定、適切な労務管理の促進等を図る。 〈雇用労働課〉 |

Ⅲ-③ 子育てや教育に関する経済的負担の軽減

【現状と課題】

子育て世代にとっては、教育費や医療費などの経済的負担が重くのしかかっており、少子化の要因等の調査でも「理想の子ども数を持たない理由」として、経済的負担が上位に来ていることから、これらの負担を軽減し、保護者等の経済的事情に関わらず、進学先を選択できるようにすることが必要です。

また、子育てにかかる費用について、助成制度の充実等により負担の軽減を図るとともに、これらの制度について容易に情報が得られることが重要であり、必要な支援制度を知らない・手続きが分からない、支援に関する情報が届かない・アクセスできない家庭に対して、積極的に情報提供を行うことも必要です。

1 幼児期から高等教育段階までの切れ目のない負担軽減

支援に当たっては、乳幼児期から社会的自立に至るまで、こどものライフステージに応じて切れ目なく継続していく必要があり、様々な主体による様々な支援が有機的に連携していくことが重要です。

幼児教育・保育については、令和元年10月から無償化が開始され、3歳から5歳までの全てのこどもと住民税非課税世帯の0歳から2歳までのこどもについて、幼稚園、保育所、認定こども園の保育料等が上限まで無償となるほか、保育を必要とするこどもの認可外保育施設や一時預かり事業等の利用料も無償化の対象となっています。

また、児童手当については、令和6年10月から国のこども未来戦略で示された『こども・子育て支援加速化プラン』に基づき、①所得制限の撤廃、②高校生年代までの支給期間の延長、③第3子以降の多子加算の増額、④年6回への支給月の拡充が実施されました。

さらに、県立学校においては、経済的理由により就学が困難と認められる児童生徒に対して、医療費・学校給食費を援助（医療費については学校保健安全法により要保護・準要保護を、学校給食費については学校給食法により要保護のみ援助）していますが、支援対象となる県立学校の要保護・準要保護児童生徒数は例年同数程度で推移し、ほぼ横ばいとなっています。

支援情報等をより効果的に発信し、制度利用のための手続へつないでいく方策を検討していく必要があります。

2 高等教育費の負担軽減

令和2年4月から高等教育の修学支援新制度が開始し、要件を満たす大学等に通う住民税非課税世帯及びそれに準じる世帯の学生等については入学金・授業料が援助又は減免となるほか、給付型奨学金制度の拡充が行われています。

また、看護師、保健師、保育士などを目指す学生に対して学資を貸し付けて、修学を容易にしています。

高等教育の就学支援など、将来を切り開いていくために必要な支援制度について、早期

に情報提供していくことで、こども自身が諦めることなく夢に向かって学び、挑戦する意欲を失わないようにしていく必要があります。

3 医療費等の負担軽減

市町村が実施する子ども医療費助成事業に対しては、こどもの保健対策の充実及び保護者の経済的負担の軽減等、子育て支援の観点から、県において助成を行っています。

助成制度が漏れなく利用されるためには、利用の仕方や制度そのものについての周知を図ることが重要です。

【施策の方向と具体策】

1 幼児期から高等教育段階まで切れ目のない負担を軽減します。

- ① 私立幼稚園の保育料や保育を必要とするこどもの一時預かり事業及び認可外保育施設等の利用料を給付します。
- ② 認可外保育施設等の情報について、県ホームページ等により周知します。
- ③ 経済的理由により修学が困難な生徒に対しては、学費の減免等による支援を行います。
- ④ 生徒の修学上の負担軽減を図るため、私立学校への助成を行います。
- ⑤ 経済的な理由により高等学校等における授業料以外の教育費負担が困難な生徒の保護者等に対して、給付金を支給します。
- ⑥ 家庭等における生活の安定を図るとともに、児童の健やかな成長を支援するために、児童手当を支給します。
- ⑦ 学校保健安全法に基づき、県立中学校・県立特別支援学校の要保護・準要保護児童生徒の学校病治療に関する医療費を援助します。
- ⑧ 県立中学校・県立特別支援学校の要保護・準要保護児童生徒への医療費・給食費援助については、年度当初や転入時に学校から積極的に支援情報等を周知します。

2 高等教育費の負担を軽減します。

- ① 高等教育の修学支援制度の機関要件を確認した県所管の学校について、県ホームページ等により周知します。
- ② 県内外の看護師等学校養成所に在学する者に対して、学資を貸し付けて修学を容易にするとともに、卒業後に県内において看護師等の業務に一定期間従事した場合にその返還を免除します。
- ③ 社会福祉士養成施設、介護福祉士養成施設及び保育士養成施設に在学する者に対して修学資金の貸付を行い、卒業後1年以内に登録し、県内の施設等で対象業務に一定期間従事することで貸付金の返還を免除します。

3 医療費等の負担を軽減します。

- ① 市町村が実施するこどもの医療費助成に要する経費への助成を継続します。

【具体的な事業】

| 事業名 | 事業の内容〈担当課〉 |
|----------------------------------|--|
| 子育てのための施設等利用給付 | 私立幼稚園や保育を必要とする子どもの認可外保育施設等の利用料を給付する。 〈学事課〉 |
| 小・中学生の就学援助制度（学用品費等） | 援助が必要な児童生徒の保護者に対して就学援助を実施する。（学用品等） 〈教育庁財務課〉 |
| 私立学校経常費補助（再掲） | 私立学校の振興を図り、私立学校の健全な経営と生徒の修学上の負担軽減を図るため、学校法人が設置する学校の運営に要する経常的な経費に対し補助する。 〈学事課〉 |
| 私立小中学校家計急変世帯授業料軽減事業（再掲） | 私立小中学校等が家計急変の経済的理由から授業料の納付が困難となった児童生徒に対して授業料減免措置を行った場合、その経費を助成する。 〈学事課〉 |
| 高等学校等就学支援金（私立高等学校）（再掲） | 私立高校生等に対し、家庭の教育費負担の軽減を図るため、授業料の一部を助成する。 〈学事課〉 |
| 学び直し支援事業（再掲） | 高等学校等を中途退学した者が再び千葉県内の私立高等学校等で学びなおす場合、授業料の支援を行う。 〈学事課〉 |
| 私立高等学校等奨学のための給付金事業（再掲） | 経済的理由により高等学校等における授業料以外の教育費負担が困難な生徒の補助者に対して、給付金を支給する。 〈学事課〉 |
| 私立高等学校等授業料減免事業、私立高等学校入学金軽減事業（再掲） | 経済的理由により私立の高等学校及び専修学校高等課程の授業料の納入が困難な生徒に対して、学校法人が授業料を減免した場合、その減免した授業料の全部または一部を補助する。 経済的理由により私立の高等学校の入学金の納入が困難な生徒に対して、学校法人が入学金を軽減した場合、学校法人に補助する。 〈学事課〉 |
| 私立専門学校入学金・授業料減免補助事業 | 低所得世帯の生徒であっても、専門学校への進路意識や強い学びの意欲がある者に対し、学校が授業料・入学金の全部又は一部を免除する場合、その経費を補助する。 〈学事課〉 |
| 千葉県要保護準要保護就学援助費事業・制度（再掲） | 県立中学校・県立特別支援学校の要保護・準要保護児童生徒の学校病治療に関する医療費・学校給食費を援助する。 〈教育庁保健体育課〉 |
| 児童手当制度の実施 | 次代を担う児童の健やかな成長を支援するため、高校生年代までの児童を養育している父母等に手当を支給する。 〈子育て支援課〉 |
| 保健師等修学資金貸付事業 | 県内外の看護師等学校養成所に在学する者に対して、学資を貸し付けて修学を容易にするとともに、卒業後に県内において看護師等の業務に一定期間従事した場合にその返還を免除することにより、県内における看護職員の充足に資する。 〈医療整備課〉 |

| 事業名 | 事業の内容〈担当課〉 |
|--------------------------------|---|
| 千葉県介護福祉士 修学資金等貸付 | 社会福祉士養成施設、介護福祉士養成施設及び実務者研修養成施設に通う方や離職した介護職員等に対し修学資金の貸付を行う。 〈健康福祉指導課〉 |
| 保育士修学資金等 貸付事業（再掲） | 保育士の資格取得を目指す学生への修学資金、潜在保育士への就職準備金や未就学児の保育料の貸付を行う。 〈子育て支援課〉 |
| 生活福祉資金貸付 制度（教育支援資金） （再掲） | 経済状況に関わらず安心して学べるよう、高等学校、大学等に入学及び就学する資金を必要とする生徒・学生に対し、生活福祉資金の就学支度費及び教育支援費の貸付制度の促進を図る。 〈健康福祉指導課〉 |
| 子ども医療費助成事業 | 子どもの保健対策の充実及び保護者の経済的負担の軽減を図るため子どもの疾病に係る医療費について市町村が行う医療費助成に要する経費を助成する。 〈児童家庭課〉 |

【現状と課題】

ひとり親家庭は、経済的に困窮している世帯が多く、実に44.5%が貧困状態にあります。また、仕事と子育てを一手に担わざるを得ないひとり親家庭は、時間的余裕がなく、親子で心穏やかに過ごす時間を持っていない状況となることが危惧されます。特に、小さな子どもを持つ家庭では子育ての負担が大きく、そのため短時間就労や自宅に近い職場を選ばざるを得ず、結果的にパートやアルバイトなどの不安定な雇用形態に頼らざるを得ないことが多く見られます。

このような状況を改善し、生活の安定と自立を支援するためには、就労支援をはじめとする経済的支援や、育児と仕事の両立をサポートする体制が不可欠です。

ひとり親家庭の親が将来に向けて経済的に自立するためには、ライフステージに応じた切れ目のない支援が求められます。そのため、必要なサービスに効果的につなげるための相談支援体制の充実も重要です。

さらに、仕事や子育てに追われているひとり親には、自身の健康や、ワーク・ライフ・バランスを考える余裕がないだけでなく、心身の負担を軽減する支援も必要としています。

また、子どもはその成長過程において家庭環境に大きく依存します。子どもが健やかに成長するためには、家庭の経済的自立が支えとなることはもちろん、親が心の余裕を持ち、家庭内で安定した環境が保たれることが重要です。加えて、子ども自身が将来の可能性を自由に選択できるためには、学習の支援や社会的なつながりをサポートし、環境を整える支援が必要です。

1 子育て・生活支援

(1) 家事・育児等を含む生活支援

就学や疾病等の事由により日常生活を営むのに支障が生じている家庭への生活支援が必要です。

ひとり親家庭では、生活の維持と子育てを同時に行わなければならないことから、日中働いている時間、急用や仕事の都合、病気に罹患したときなどに子どもを預かってもらう支援が必要です。

また、ひとりで子育てをしているため、生活での余裕のなさや、子どもとの関係などによるストレス等、育児疲れ等の問題が軽いうちにケアをする必要があります。

(2) 住まいに関する支援

ひとり親家庭は世帯収入が低いことに加え、生活に要する支出のうち、住居費などの固定費の割合が高い等の理由により、生活が困窮している場合があります。

こうした要因により経済的な問題を抱えるひとり親家庭については、公営住宅へ入居することにより、住居費の軽減が図れることから、ひとり親家庭への公共住宅の入居制度の周知を図るとともに、優先的な入居の実施を推進していく必要があります。

(3) 施設での支援

夫からの暴力や住宅事情、経済的な困窮状況等の理由で母子が福祉に欠ける状況に陥ることがあり、そうした親子を保護し、自立に導くための生活支援を行う施設が必要です。

(4) こどもの居場所づくり

ひとり親家庭の子が精神的、身体的に健やかに成長していくために、安心・安全な居場所づくりと併せ、体験活動や様々な世代と交流できるような取り組みを推進していく必要があります。

(5) こどもの学習支援

ひとり親家庭は経済的な問題を理由に塾等へ通わせることができない家庭もあり、ひとり親家庭の子は他の世帯の子に比べ学校以外の学習の機会が少ないことがあります。また、こどもが自身の進路を決める際に、家庭の経済状況を理由に、希望する進学をあきらめてしまうことがあります。

こどもの権利を擁護する観点から、個々の家庭環境によらず、学習機会を与えることは重要であり、将来の貧困を防止するためにも、教育費の負担軽減や学力向上等のこどもに届く学習支援が必要です。

(6) 支援体制の充実

離婚前後において、幅広い心配事を抱える方が相談できる機関があることを周知する必要があります。

ひとり親家庭に対する支援においては、こどもの成長や親の高齢化など、生活環境の変化に応じて相談者の不安を聞き、適切な支援を実施する必要があります。

ひとり親家庭では、生計の維持や子育てに追われるため、支援情報の収集や支援手続きの実施に十分な余裕がない場合が多く見受けられます。

このため、母子・父子自立支援員が中心となり、家庭児童相談員、民生委員・児童委員等と連携して、ひとり親家庭に寄り添った支援体制を整備する必要があります。

2 就業支援

ひとり親家庭の中で、約9割がすでに就業していますが、特に働いている母子家庭の母については、約4割がパート・アルバイト等であり、そのうち1割程度は就業時間が一定ではないなどの不安定な雇用形態で働いています。

母子世帯の母の平均年間収入は272万円であり、一般世帯の平均年間収入689万円、父子家庭の父の平均年間収入の518万円と比較しても約半分にとどまっています。これは母子家庭の母が働いてもなお低所得であることを示しており、不安定な雇用形態であるため、少しの収入減や支出増が生活全体に影響を及ぼしやすいのが実情です。

こどもが成長するにつれて、塾や学費などの教育に係る費用が増加することから、経済的に安定した就労収入を得ることが重要となります。ひとり親家庭が経済的に自立し、こどもや自身のライフステージの変化に合わせた転職・就労ができるよう、学びなおしの機会や資格取得のための支援等、個々の事情に応じた就労支援体制を整備する必要があります。

3 養育費確保支援

(1) 養育費の確保

養育費は、離婚後の夫婦が未成年の子に対する扶養義務に基づいて負担するもので、法律によって支払い義務があります。この支払い義務は「生活保持義務」と呼ばれ、こどもには、自分の生活を保持するのと同程度の生活を維持させることが求められています。養育費は離婚前に必ず取り決めを行うべきものであり、支払われるべきですが、実際には離婚前に養育費を取り決める人や、取り決め通りに支払いを行う人は少なく、その結果としてひとり親が経済的困窮に陥る要因となっています。

離婚調停時に養育費の取り決めを行わなかったり、取り決めに従ったが支払いを受けられない場合には、相談支援が必要です。また、民法第766条では、親はこどもとの交流や養育にかかる費用を分担する際に、こどもの利益を最優先に考慮しなければならないと規定しています。しかし、実際には離婚した当事者同士が合意形成を図る過程で、親子交流や親権の確保に関する衝突が生じることが多く、その結果、養育費が不請求となったり、非常に低額での合意がなされることがあります。このように、養育費の支払いが離婚合意の取引材料とされるケースも見受けられます。

こうした合意形成のプロセスは、親からの扶養を受けることがこどもの権利であるという視点を欠く要因となり得ます。そのため、こどもの権利を確保するためにも、経済的な問題の解決に向けた、正しい養育費の確保に関する知識の普及・啓発をしていく必要があります。

(2) 親子交流支援

両親の離婚は、こどもにとって精神的に大きな負担となり、発達段階に応じて、身体的な不調や不安定な言動等の一時的な影響から、人格形成や対人関係の持ち方など将来的に重大な影響を及ぼすことがあります。

こどもが身体的にも精神的にも健やかに成長し、社会で活躍し、いきいきとした幸せな人生を送っていくためにも、離婚による精神的な負担を軽減することが重要です。

複雑な事情を抱えるこどもへの配慮と併せ、こどもの気持ちを尊重し、実施については専門家の意見も交えながら支援していくことが必要です。

4 経済的支援

ひとり親家庭の生活の安定と自立を助けるために、児童扶養手当や自治体ごとの支援制度を受けられるように、さまざまな機会を活用して制度の周知を図る必要があります。また、経済的余裕がないひとり親家庭にとって、こどもの進学や転居など一時的に多額の費用が必要な際には、低利で利用できる貸付が求められます。そのため、母子父子寡婦福祉資金制度について周知を進め、適正な利用を促すことが重要です。

さらに、ひとり親家庭の経済的負担と精神的不安を軽減するため、県内市町村が行っているひとり親家庭等への医療費助成制度に対して補助を行っています。これらの取り組みを通じて、ひとり親家庭がより安定した生活を送れるよう支援していくことが必要です。

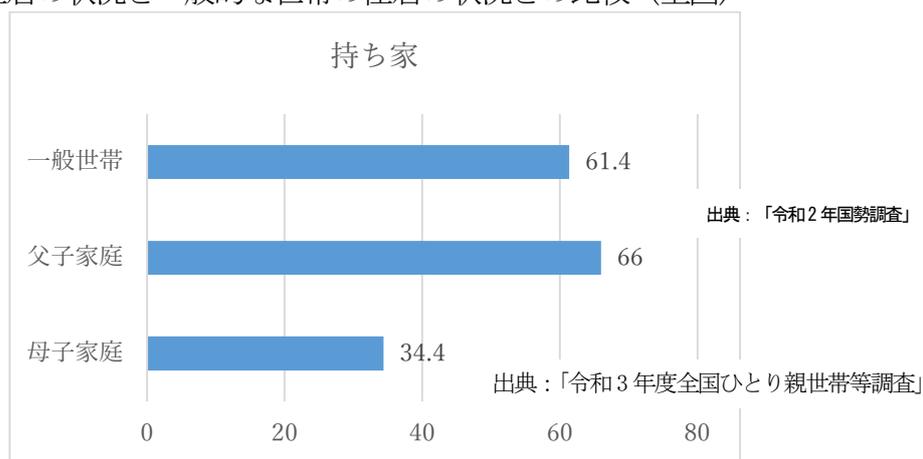
(関連データ)

○母子家庭・父子家庭の現状

| | | 母子世帯 | 父子世帯 |
|----------------------|------------------|-----------|----------|
| 1 世帯数 | | 119.5万世帯 | 14.9万世帯 |
| 2 ひとり親になった理由 | | 離別 79.50% | 69.70% |
| | | 死別 5.30% | 21.3% |
| 3 就業状況 | | 86.3% | 88.1% |
| | 就業者のうち 正規の職員・従業員 | 48.8% | 69.9% |
| | うち 自営業 | 5.0% | 14.8% |
| | うち パート・アルバイト | 38.8% | 4.9% |
| 4 平均年間収入（母または父自身の収入） | | 2 7 2 万円 | 5 1 8 万円 |

出典：厚生労働省「令和3年度全国ひとり親世帯等調査」

○ひとり親家庭の住居の状況と一般的な世帯の住居の状況との比較（全国）



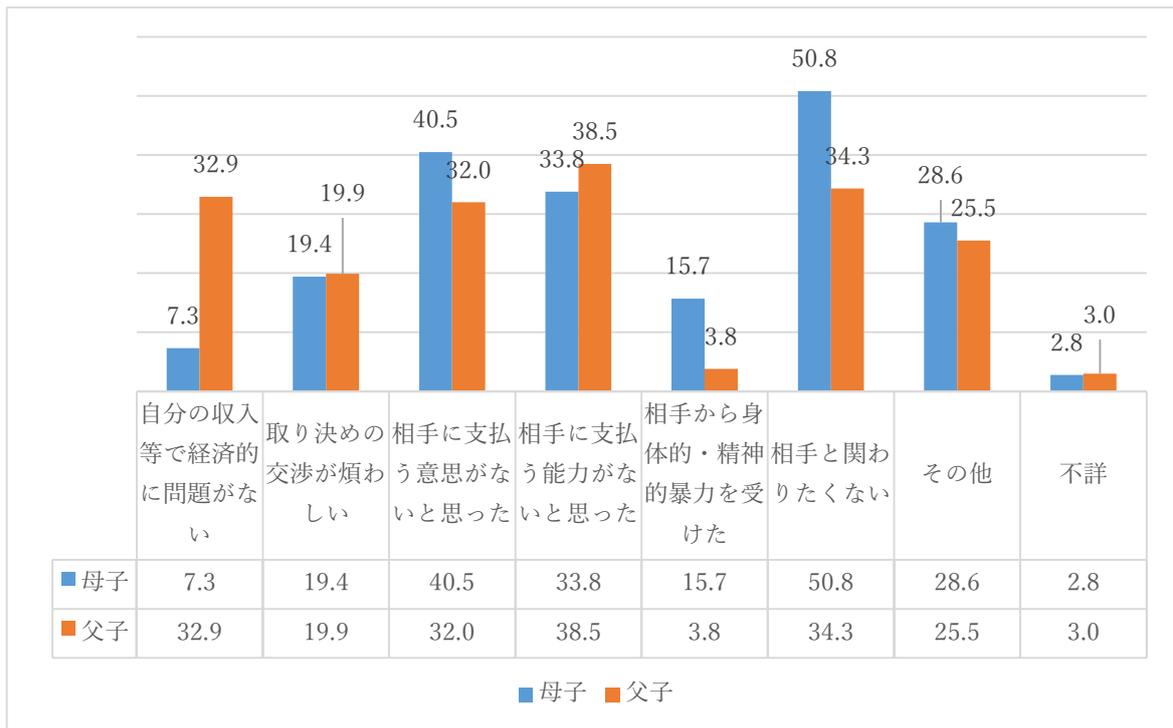
○養育費の受給状況（全国）

| 養育費 | 母子家庭 | 父子家庭 |
|-----------|-------|-------|
| 取り決めをしている | 46.7% | 28.3% |
| 現在も受給している | 28.1% | 8.7% |

出典：厚生労働省「令和3年度全国ひとり親世帯等調査」

※ 養育費の取決めをしている世帯で見ると、「現在も受給している」は、母子家庭で57.7%、父子家庭で25.9%である。

○養育費の取決めをしていない理由（複数回答）



出典：厚生労働省「令和3年度全国ひとり親世帯等調査」

【施策の方向と具体策】

1 子育て・生活支援に取り組みます。

(1) 家事・育児等を含む生活支援

- ① ひとり親家庭が就学や疾病、就業等により生活援助、保育等のサービスが必要となった際に家庭生活支援員等による支援を行うことで、ひとり親家庭の生活の安定を図ります。
- ② 急用があった場合や、育児に係る心身の負担軽減のための一時預かり事業や、乳幼児・小学生等の児童を子育てしている方を地域で支援し合えるよう相互に援助する事業を推進します。

(2) 住まいに関する支援

- ③ ひとり親家庭へ公営住宅の入居制度を広く周知し、応募を促すとともに、公営住宅を運営している県内の事業主体に、ひとり親家庭の優先的な入居の実施を働きかけます。
- ④ 母子・父子自立支援プログラムの策定を受け、自立に向けて意欲的に取り組んでいる児童扶養手当受給者に対し、住居の借りに必要となる資金の貸付を行い、生活の安定と自立の促進を図ります。

(3) 施設での支援

- ⑤ 母子生活支援施設において、保護した方の自立の促進のためその生活を支援し、退所後の相談その他の援助を行います。

- ⑥ 家庭生活に困難を抱える特定妊婦や出産後の母子等に対する支援の強化を図るため、一時的な住まいや食事の提供その後の養育に係る情報提供や、医療機関等の関係機関との連携を行います。

(4) こどもの居場所づくり

- ⑦ 放課後児童クラブ等による基本的な生活習慣の習得や、放課後子供教室等と一体的、あるいは連携した様々な体験活動や学習支援を行うなど、こどもが楽しみながら、生活習慣、学習習慣を習得できるよう支援を行います。
- ⑧ 各地域におけるこども食堂の活動が円滑に実施されるように、各地域において、こども食堂の立上支援や、食材等の物資・ボランティア・寄附金の受入調整等を行うこども食堂のための地域ネットワークの構築や運営を支援します。

(5) こどもの学習支援

- ⑨ ひとり親世帯向けのこどもの生活・学習支援事業については、生活困窮世帯向けのこどもの学習・生活支援事業や放課後子供教室などと連携することで学習支援の場の拡充を図ります。また、受験料や模試費用の補助を通じて、進学へのチャレンジを後押しします

(6) 支援体制の充実

- ⑩ 離婚前後において、これからひとり親として子育てをしていく不安や悩みを相談できる機関があることを広く周知します。
- ⑪ ひとり親家庭が抱える問題を的確に把握し、必要な支援機関に適切につなげられるよう、相談・支援に携わる職員を対象に、専門的な支援が提供できる人材育成を重視し、関連業務との連携を強化する研修を実施します。
- ⑫ 福祉をはじめとする各種制度の狭間にある人や複合的な課題を抱えた人など、個人や世帯が抱える福祉ニーズに対応した包括的な相談支援を行います。

2 就業支援を推進します。

(1) 就労支援の推進

- ① 就職や転職を希望しているひとり親家庭の親に対して、母子家庭等就業・自立支援センターにおける就業支援と併せハローワークやマザーズハローワーク（コーナー）との連携を強化し、就労に結び付ける取り組みを行います。
- ② ひとり親家庭の親の自立を促進するため、母子・父子自立支援プログラムの策定を行い、自立した後も生活状況や再支援の必要性を確認するためアフターケアを実施することに加え、ひとり親家庭の父母の主体的な能力開発を支援するため、自立支援教育訓練給付金を支給し自立した状況を継続できるよう支援を行います。

(2) 就職に有利かつ実践的な資格取得の推進

- ③ 就職等に有利な資格取得のための講座を開催します。
- ④ ひとり親家庭の父母が就職を容易にするために看護師等の資格取得を目指す際、その受講期間について高等職業訓練促進給付金を支給し、生活の負担の軽減を図り、資格取得をより容易にするための支援を行います。

- ⑤ ひとり親家庭の学び直しを支援することで、正規雇用を中心とした就業につなげていくため、高等学校卒業程度認定試験合格を目標とした講座を受講する場合に、その費用の一部を支給します。

3 養育費確保支援を実施します。

(1) 養育費の確保

- ① 養育費の取決めについては、法律による専門的な知識が必要なことから、母子家庭等就業・自立支援センターにおいて、弁護士による離婚前相談や、移動相談会を実施します。
- ② 離婚を考える父母又は母子家庭の母もしくは父子家庭の父に対し、養育費の取決めに係る公正証書の作成や保証会社の保証契約で負担した経費の一部を助成します。
- ③ 正しい養育費の知識を普及啓発し、必要な家庭が養育費を受け取れるよう支援を行います。

(2) 親子交流

- ④ 親子交流は、こどもが身体的にも精神的にも健やかに成長するうえで重要なことから、実施の支援を推進するとともに、普及・啓発を行います。
- ⑤ 親子交流はこどもに大きな影響を与えることから、面会交流支援員が、こどもの気持ちに配慮しながら支援を行い、適切な面会交流となるよう支援を実施します。

4 経済的支援を実施します。

(1) 給付金事業や減免制度等の周知

- ① ひとり親になったことによる世帯収入の減少に係る支援として、児童扶養手当制度等の給付金事業をはじめ、自治体ごとの公共料金などの減免制度を受けられるようリーフレットなどにより制度の周知を図ります。

(2) 福祉資金貸付制度の周知

- ② こどもの進学等に伴う修学資金をはじめ、失業中の生活を安定させるための生活資金や引っ越しのため住宅の貸借に必要な転宅資金など、生活が不安定なひとり親家庭の自立に向け、無利子または低利子の貸付事業を実施します。
- ③ さらに周知に向け、ホームページの記載の見直しや、パンフレット設置個所を増やすとともに、市町村や健康福祉センターの窓口を通じて適正に案内が行われるよう働きかけます。

(3) ひとり親の医療費助成

- ④ 18歳の年度末の児童を持つ母子家庭の母、父子家庭の父及びその児童（父母のいない児童を含む）が保険医療給付を受けた場合、自己負担額から一部本人負担額を控除した額を助成します。

(4) その他の経済的支援の周知

- ⑤ 他の団体等で行う支援についてもホームページやパンフレットでの周知を図るとともに、健康福祉センターや市町村の窓口での案内が行われるよう働きかけます。

【具体的な事業】

| 事業名 | 事業の内容〈担当課〉 |
|---------------------------------|--|
| 1 子育て・生活支援 | |
| ひとり親家庭等日常生活支援事業 | ひとり親家庭等において病気や冠婚葬祭等の場合に、家庭生活支援員を派遣し、こどもの保育を始めとした日常生活の支援を行う。 <p style="text-align: right;">〈児童家庭課〉</p> |
| 子育て短期支援事業 | 保護者の疾病等の理由により児童を養育することが一時的に困難になった場合等に養育・保護する、また、保護者が仕事等の理由により平日の夜間又は休日に不在となり家庭において児童を養育することが困難となった場合に生活指導、食事の提供等を行う。 <p style="text-align: right;">〈児童家庭課〉</p> |
| ひとり親家庭等生活向上事業 (ひとり親家庭生活支援事業) | ひとり親家庭の父母の家事や育児等の生活一般に関する相談に応じ、必要な助言・指導や各種支援施策の情報提供の実施や、ひとり親家庭同士の交流を図るための場を設けること等により、ひとり親家庭の生活の向上を図る。 <p style="text-align: right;">〈児童家庭課〉</p> |
| 県営住宅の入居抽選における特枠世帯への優遇制度 | 県営住宅の入居に関する抽選について、母子及び父子世帯等を、特枠世帯の一つとして一般世帯よりも当選確率が高くなるよう配慮する。 <p style="text-align: right;">〈住宅課〉</p> |
| 母子生活支援施設の入所 | 配偶者のない女子又はこれに準ずる事情にある女子及びその者の監護すべき児童を入所させて、これらの者を保護するとともに、これらの者の自立の促進のために、その生活を支援する。 家庭生活に困難を抱える特定妊婦や出産後の母子等に対する支援の強化を図るため、一時的な住まいや食事の提供その後の養育に係る情報提供や、医療機関等の関係機関との連携を行う。 <p style="text-align: right;">〈児童家庭課〉</p> |
| 千葉県こども食堂サポートセンター事業 | こどもに無料又は安価で食事や団らんの場を提供するこども食堂の自立的な活動を推進するため、地域におけるこども食堂のネットワーク構築等を支援する。 <p style="text-align: right;">〈児童家庭課〉</p> |
| ひとり親家庭等生活向上事業 (こどもの生活学習支援事業) | こどもに対し、児童館・公民館・民家やこども食堂等において、悩み相談を行いつつ、基本的な生活習慣の習得支援・学習支援、軽食の提供を行うことにより、生活に困窮する家庭のこどもの生活の向上を図る。また、長期休暇の学習支援の費用加算を行うことで、より多くの学習支援の提供を図るとともに、受験料、模試費用の補助を行うことで、進学に向けたチャレンジを後押しする。 <p style="text-align: right;">〈児童家庭課〉</p> |
| 母子・父子自立支援員による相談の実施 | ひとり親家庭の経済上の問題、児童の就学、就職の問題等の相談に応じ、その自立に必要な情報提供や指導、また、職業能力の向上及び求職活動に関する支援を行う。 <p style="text-align: right;">〈児童家庭課〉</p> |

| 事業名 | 事業の内容〈担当課〉 |
|---|--|
| 中核地域生活支援センター事業 (再掲) | こども、障害者、高齢者等、誰もがありのままにその人らしく地域で暮らすことができる社会を実現するため、24時間365日体制で、福祉をはじめとする各種制度の狭間にある人や複合的な課題を抱えた人など、「地域で生きづらさを抱えた人」の相談支援、市町村等のバックアップ、関係機関のコーディネート及び権利擁護を行う中核地域生活支援センターを、県内13か所に設置・運営する。 〈健康福祉指導課〉 |
| 母子父子自立支援員研修の実施 | 相談・支援に携わる職員を対象に、ひとり親家庭の抱える問題を各自治体各自治体内の関連業務を結びつけるための連携を強化する研修を行う。 〈児童家庭課〉 |
| 生活保護や生活困窮者自立支援を担当する職員等に対する研修の実施(再掲) | 生活保護世帯の支援に当たる職員や、生活困窮者自立支援制度における相談支援員等の資質の向上のための研修を実施する。 〈健康福祉指導課〉 |
| 2 就業支援 | |
| 母子家庭等就業・自立支援センター事業 | 子育てと就業の両立など、ひとり親家庭が抱える様々な課題に対応し、生活支援や就業支援を組み合わせた支援メニューを提供することができるよう、就業支援を行う。 〈児童家庭課〉 |
| 母子・父子自立支援プログラム策定事業 | ひとり親家庭の自立に向けて、個々のケースに応じた支援メニューを組み合わせた支援プログラムを策定し、支援状況をフォローする。プログラムにより自立した後もアフターケアを実施し、自立した状態を維持できるよう支援を行う。 〈児童家庭課〉 |
| 母子家庭等自立支援給付金事業 | 就職や転職に向けて自主的に職業能力開発を行うひとり親家庭の親に対して、その受講料や生活の負担を軽減するための給付金を支給する。 〈児童家庭課〉 |
| 高等職業訓練促進給付金 | ひとり親の就職の際有利であり、かつ生活の安定に資する資格の取得を促進するため、養成訓練の受講期間について、その受講料や生活の負担を軽減するための給付金を支給する。 〈児童家庭課〉 |
| ひとり親家庭高等職業訓練促進資金貸付事業 【住宅支援資金貸付事業を含む】 | ひとり親家庭の親の修学を容易にするため、母子家庭等自立支援給付金のうち「高等職業訓練促進給付金」の受給者に対して、入学準備金・就職準備金の貸付けを行う。 ・入居している住居の家賃の実費の一部について貸付を行う。 〈児童家庭課〉 |
| ひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援事業 | 高等学校卒業程度認定試験のための講座を受講するひとり親家庭の親及びその児童に対して、開始時給付金、修了時給付金及び合格時給付金を支給する。 〈児童家庭課〉 |

| 事業名 | 事業の内容〈担当課〉 |
|----------------------------------|---|
| 3 養育費確保支援 | |
| 千葉県養育費履行確保支援事業 | 養育費の不払いはひとり親家庭の生活困窮の一因となっているため、公正証書の作成手数料、養育費保証契約の初回保証料について支援を行う。 〈児童家庭課〉 |
| 母子家庭等就業・自立支援センター事業 (養育費等支援事業) | 母子家庭の母等の養育費の確保のため、弁護士による離婚前・離婚後の養育費取得のための取り決めや支払いの履行・強制執行に関する法律相談を実施する。 〈児童家庭課〉 |
| 母子家庭等就業・自立支援センター事業 (親子交流支援事業) | 適切な親子交流がこどもの健やかな育ちを確保する上で有意義であることから、親子交流を希望し、合意が得られたひとり親家庭を対象に、継続的な親子交流の支援を行う。 〈児童家庭課〉 |
| 4 経済的支援 | |
| 児童扶養手当の支給 | ひとり親家庭等の生活の安定と自立を助け、児童の福祉の増進を図るため児童扶養手当を支給する。 〈児童家庭課〉 |
| 母子父子寡婦福祉資金の貸付 | ひとり親家庭等の経済的自立と生活意欲の助長を図るため、母子家庭・父子家庭・寡婦を対象に、修学資金等の貸し付けを行う。 〈児童家庭課〉 |
| ひとり親家庭等医療費等助成事業 | ひとり親家庭等の経済的負担と精神的不安の軽減を図るため、医療費等の助成を行う。 〈児童家庭課〉 |